

○合志市総合政策審議会条例

平成18年 6 月27日 条例第173号

改正

平成19年 3 月20日 条例第 8 号

平成22年 6 月25日 条例第 9 号

平成22年12月17日 条例第14号

(目的)

第 1 条 この条例は、合志市総合政策審議会（以下「審議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることにより、合志市（以下「市」という。）の基本構想の策定及び行政改革を効果的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌する事務は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 行政改革大綱の策定に関する事項
- (3) 集中改革プランの策定に関する事項
- (4) 計画及び大綱の進行管理並びに行政評価に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱した委員20人以内をもって組織する。

- (1) 住民を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、市長の諮問に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 審議会の専門的な事務を分掌するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は別に定める。

(専門的助言等)

第8条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、専門知識を有する者又は利害関係を有する者から意見を求めることができる。

(資料の提出等の依頼)

第9条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、関係機関又は団体に対して資料の提出、説明及び調査を依頼することができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、政策部企画課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第8号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第9号)

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月17日条例第14号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

合志市総合政策審議会とは？

（目的）

「合志市総合政策審議会」は、市の総合計画や行政改革大綱などの策定、その他市の重要施策について、審議する組織として、平成18年6月に設置しました。

（仕事）

市長の諮問や必要に応じて、次のような事項について審議します。

- ①合志市総合計画の策定
- ②合志市の行政改革大綱や集中改革プランの策定
- ③①②の進行管理や行政評価
- ④その他市長が必要と認める事項

（委員）

公募による委員、各種委員会・団体等から推薦された委員、学識経験を有する者の中から20人以内の委員で組織されており、任期は2年です。

（公表）

審議いただいた内容や進行状況などについては、ホームページ等でお知らせします。

* 合志市総合計画

自治体全ての計画の基本となる計画。一般に中長期のまちづくりのビジョン（目指すべき将来都市像）を示す基本構想、基本構想で示された都市像を実現するための施策を定める中期計画である基本計画、基本計画で方向付けられた施策を具体的な事業として実現する実施計画の三つの計画で構成されます。

* 行政改革大綱

行政改革における基本的な方向性を示したもので、行政経営を行っていくうえでの基本指針となるものです。

* 集中改革プラン

行政改革大綱に掲げる重点事項について、具体的な取り組みを明示したものです。

* 行政評価

行政が実施している政策、施策や事務事業について、成果指標を用いて有効性、効率性、必要性を点検評価し、その結果を次の企画立案に生かす手法です。

合志市総合政策審議会運営事業 スケジュール表【平成28年度】(案)

現委員の任期:平成28年6月1日～平成30年5月31日

平成28年度予定案件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 任期満了に伴う委員改選事務 (平成28年5月31日まで)	委員決定											
1 委嘱状交付			① 6月1日			8月3日(水) 8月11日(木) 8月17日(木) 8月24日(水) 予約 (合志庁舎2階大会議室)						
2 総合計画 (第1次基本構想第2期基本計画:H23-H27) の進行管理＝施策評価 (H27実績を振り返って)					② 8月上旬	③ 8月中旬	④ 8月下旬	提 言	②全体説明、施策(26施策)ごとに班別に評価作業 ③施策(26施策)ごとに班別に評価作業 ④各施策(26施策)に出された意見等を、審議会の意見としてまとめる。			
3 ふるさと創生基金活用事業に係る助成決定に関する審議	事案の発生(申請)に応じ、開催予定の直近の審議会に諮問 ⇒ 答申											
4 行政改革大綱及び集中改革プランに関する審議 (第2期:H23～H27) (第3期:H28～H31)					H27年度の進捗 状況報告							
5 総括								⑤・審議会の活動を振り返り、総括する。 ・施策評価を受けて、どのように反映し、予算の取組に活かしたかを報告				⑤ 3月
			議会定例会				議会定例会		議会定例会			議会定例会